

令和 年 月 日

神戸運輸監理部長 殿

承継人	住 所	所
	氏名又は名称	
	代表者名	
被承継人	住 所	所
	氏名又は名称	
	代表者名	
	電話番号	

自家用自動車有償貸渡し（レンタカー）業の事業承継届出書

この度、_____は、_____により、自家用自動車有償貸渡し（レンタカー）業を下記のとおり_____に事業承継しましたので届出致します。

記

1 承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

2 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

3 事業の種類

自家用自動車有償貸渡し（レンタカー）業

4 承継の時期

令和 年 月 日

5 承継の理由

（添付書類）

- ・ 戸籍謄（抄）本、譲渡譲受契約書（写）、合併契約書（写）、分割契約書（写）
- ・ 承継法人の登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- ・ 貸渡料金及び貸渡約款
- ・ 事務所の名称、所在地、車種別配置車両数一覧表（別紙1）
- ・ 承継車両一覧表（別紙2）
- ・ 宣誓書（別紙3-1、3-2）

○事務所別車種別配置車両数一覧表

※下段は軽自動車数を記載

○承継車両明細表

神戸運輸監理部長 殿

宣 誓 書

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ② 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者。
- ③ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ④ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。
- ⑥ 申請日前2年前以降において、自動車運送事業經營類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者名

※法人としての宣誓書

神戸運輸監理部長 殿

宣 誓 書

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ② 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者。
- ③ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ④ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。
- ⑥ 申請日前2年前以降において、自動車運送事業經營類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

令和 年 月 日

氏 名

※申請者が、個人又は法人である場合のその法人の役員用